別表第11の1の注5を次のように改める。

5　ホについては、次に掲げる場合に、1日につき所定単位数を算定する。

(1)　指定障害福祉サービス基準第172条に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）事業者が基準該当自立訓練（生活訓練）（同条に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）事業所」という。以下同じ。）を行う事業所（以下「基準該当自立訓練（生活訓練）事業所」という。）において、基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合。

(2)　指定障害福祉サービス基準第172条の2の規定による基準該当自立訓練（生活訓練）事業所において、基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合。

第二　食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針の一部を次のように改正する。

第1号中「第九十四条」の下に「及び第九十四条の二」を、「指定短期入所事業所をいう。以下同じ。」の下に「、基準該当短期入所（指定障害福祉サービス基準第百二十五条の二に規定する基準該当短期入所をいう。）の事業を行う事業所」を、「第百六十三条」の下に「及び第百六十三条の二」を、「第百七十二条」の下に「及び第百七十二条の二」を加える。

○厚生労働省告示第百六十七号

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）別表第一の規定に基づき、平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第七条中第三十九号を第四十六号とし、第三十六号から第三十八号までを七号ずつ繰り下げ、第三十四号及び第三十五号を削り、第三十三号を第四十二号とし、第三十二号を第三十八号とし、同号の次に次の三号を加える。

三十九　在宅療養支援歯科診療所

四十　在宅療養支援病院

四十一　在宅療養後方支援病院

第七条中第二十八号から第三十一号までを六号ずつ繰り下げ、同条第二十七号中「臨床修練指定病院」を「臨床修練病院等」に改め、同号を同条第三十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十三　臨床教授等病院

第七条第二十六号を同条第三十号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十一　特定行為研修指定研修機関

第七条中第二十五号を第二十九号とし、第二十一号から第二十四号までを四号ずつ繰り下げ、第二十号を第二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十四　臨床研究中核病院

第七条中第十九号を第二十二号とし、第十四号から第十八号までを三号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の三号を加える。

十四　指定療育機関

十五　指定小児慢性特定疾病医療機関

十六　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）に基づく指定医療機関

第七条に次の一号を加える。

四十七　性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

○厚生労働省告示第百六十八号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係告示の整備に関する告示を次のように定め、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係告示の整備に関する告示

次に掲げる告示の規定中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

一　高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第三条第一項

二　指定訪問看護事業者の指定を受けることができる者（平成四年厚生省告示第三十二号）第九号

三　独立行政法人福祉医療機構法施行令第一条第二号に規定する厚生労働大臣の定める基準（平成十七年厚生労働省告示第二百九号）第一号イ

四　厚生労働大臣が定める施設基準（平成十八年厚生労働省告示第五百五十一号）第二号の二ロ(2)及び同号ハ(2)

五　指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十五号）第一号ロ㈢

六　指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十六号）第一号ロ㈢

七　指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十七号）第一号ロ㈢

八　障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十号）第一号イ(3)

第二　社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（昭和六十二年厚生省告示第二百三号）の一部を次のように改正する。

第一項第十三号中「地域密着型サービス事業のうち」の下に「地域密着型通所介護、」を加える。

第三　指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表の2のソの注中「地域連携診療計画管理料又は地域連携診療計画退院時指導料」及び「地域連携診療計画管理料」を「退院支援加算の注4に掲げる地域連携診療計画加算」に改める。

第四　厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三号中「第八条第十九項」を「第八条第二十項」に改める。

第五　次に掲げる告示の規定中「第八条第二十一項」を「第八条第二十二項」に改める。

一　厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合（平成十七年厚生労働省告示第四百九号）の表の二の項

二　介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十七号）の表の四の項

三　介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十八号）の表の三の項

第六　訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等（平成十八年厚生労働省告示第百三号）の一部を次のように改正する。

第一の第六号(1)のニ及び同号(2)のニ中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。

第四の第二号(1)中「同条第十九項」を「同条第二十項」に、同号(2)中「第八条第二十六項」を「第八条第二十七項」に改める。